

広島県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

令和七年四月二十四日

広島県監査委員
小林 秀 矩
山下 智 之
山 前 智
門 前 智
同 同
三 田 利 江 子

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
大 野 知 彦	広島市安佐北区真亀二丁目二三―一〇―六一
高 垣 良 介	広島市中区鶴見町三―二一―四〇五
谷 脇 裕 子	東広島市西条中央七丁目二三番三五号
畑 雄 太	広島市中区上幟町三番二五―三〇一

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間
令和七年四月十五日から令和八年三月三十一日まで